

東海市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月25日

東海市長 花 田 勝 重

東海市条例第40号

東海市水道事業給水条例の一部を改正する条例

東海市水道事業給水条例（平成10年東海市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下同じ。）又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると管理者が認めるときは、この限りでない。

第7条第2項中「前項」を「前項本文」に改め、同条第3項中「前2項」を「第1項本文及び前項」に改める。

第10条第2項中「前項」を「前項本文」に改める。

第22条第2項の表中

「		「	
	60,000円		70,000円
	120,000		140,000
	270,000		310,000
	435,000		500,000
	870,000		1,000,000
	1,350,000	を	1,560,000
	3,600,000		4,170,000
	6,390,000		7,410,000
	9,240,000		10,700,000
	11,190,000		12,960,000
	15,900,000		18,420,000
」		」	

第24条第2項第1号の表中

500円		790円
700		1,100
3,290		5,200
5,980		9,450
8,990		14,200
14,100	を	22,280
32,900		51,990
53,400		84,370
65,000		102,700
80,500		127,190
177,100		279,820
500		790

に改め、同項第

2号の表中

5立方メートルまで	58円	
6立方メートルから	62	を
10立方メートルまで		

」

10立方メートルまで	65円	に改める。
------------	-----	-------

」

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第7条及び第10条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東海市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第22条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の給水装置の新設又は改造の承認に係る加入負担金について適用し、同日前の給水装置の新設又は改造の承認に係る加入負担金については、なお従前の例による。
- 3 新条例第24条第2項の規定は、令和8年5月1日（以下「適用日」という。）以後に到来する定例日にメーターを点検して決定した使用水量に係る料金（同月中に定例日が到来する場合は、当該定例日にメーターを点検して決定した使用水量に係る料金のうち、当該定例日の属する月の使用水量に係る料金に限る。）について適用し、同年5月中に到来する定例日にメーターを点検して決定した使用水量に係る料金のうち当該定例日の属する月の使用水量に係る料金以外の料金及び適用日前に到来した定例日にメーターを点検して決定した使用水量に係る料金については、なお

従前の例による。